

問 1

C F P[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 以下の文章は、C F P[®]認定者のあるべき姿を規範的に示した、特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会の「C F P[®]認定者の倫理原則」の抜粋である。文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

【第2原則】誠実性

誠実性をもって専門的サービスを提供しなければならない。

誠実であるためには、専門家としてのすべての行動において正直であり(ア)であることが必要である。C F P[®]認定者は、顧客から信頼される立場にあり、こうした信頼の基となるのは、人間としての誠実さである。(省略)

【第3原則】客観性

客観的に専門的サービスを提供しなければならない。

客観的であるためには、知識に基づいた正直さ及び中立性が必要である。C F P[®]認定者は、提供するサービスの内容に関わらず誠実性を守り、(イ)を管理して専門家としての健全な判断を行うことが求められる。

【第7原則】秘密保持

顧客の(ウ)を保護しなければならない。

顧客の情報は、権限を持つ者だけがアクセスできる方法で保護され、管理されなければならない。C F P[®]認定者は、不適切な情報漏洩の防止について理解することにより、顧客との信用及び信頼関係を構築することができる。

- | | | |
|-------------|-------------|----------------|
| 1. (ア) 中立公正 | (イ) 業務の遂行状況 | (ウ) すべての情報 |
| 2. (ア) 中立公正 | (イ) 利益相反 | (ウ) 個人を特定できる情報 |
| 3. (ア) 公平無私 | (イ) 利益相反 | (ウ) すべての情報 |
| 4. (ア) 公平無私 | (イ) 業務の遂行状況 | (ウ) 個人を特定できる情報 |

(問題2)

(設問B) CFP®認定者は、著作権について正しく理解しておくことが必要である。著作権法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 新聞または雑誌に掲載された社会上の時事問題に関する論説（学術的な性質を有するものではない）は、利用を禁止する旨の表示がない限り、他の新聞または雑誌に転載することができる。
2. 大学の講師は、マネー雑誌など公表された著作物の一部を授業に必要な範囲でコピーし、出典を明示したうえで、学生に配布して授業の資料とすることができる。
3. 官公庁が一般に周知するため作成・公表した広報資料や統計データは、転載を禁止する旨の表示がない限り、説明の材料として雑誌に転載することができる。
4. 市町村が主催する一般公募コンクールの応募作品として作成された小学生の作文や幼稚園児の絵は著作物には当たらないため、自由に転載することができる。

(問題3)

(設問C) 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 過去6ヵ月以内に5,000件超の個人データを取り扱ったことがない事業者は、個人情報取扱事業者から除外されており、規制の対象外である。
2. 運転免許証番号や旅券番号は個人識別符号に該当するが、電子計算機の用に供するために変換された顔認識データや指紋認識データは、特定の個人を識別できるものであっても個人識別符号に該当しない。
3. 病歴や犯罪の経歴などの記述が含まれる個人情報は要配慮個人情報とされ、個人情報取扱事業者がその取得をする場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければならない。
4. 本人の同意を得ていても、個人情報取扱事業者が他の事業者に個人データを提供することは禁止されている。

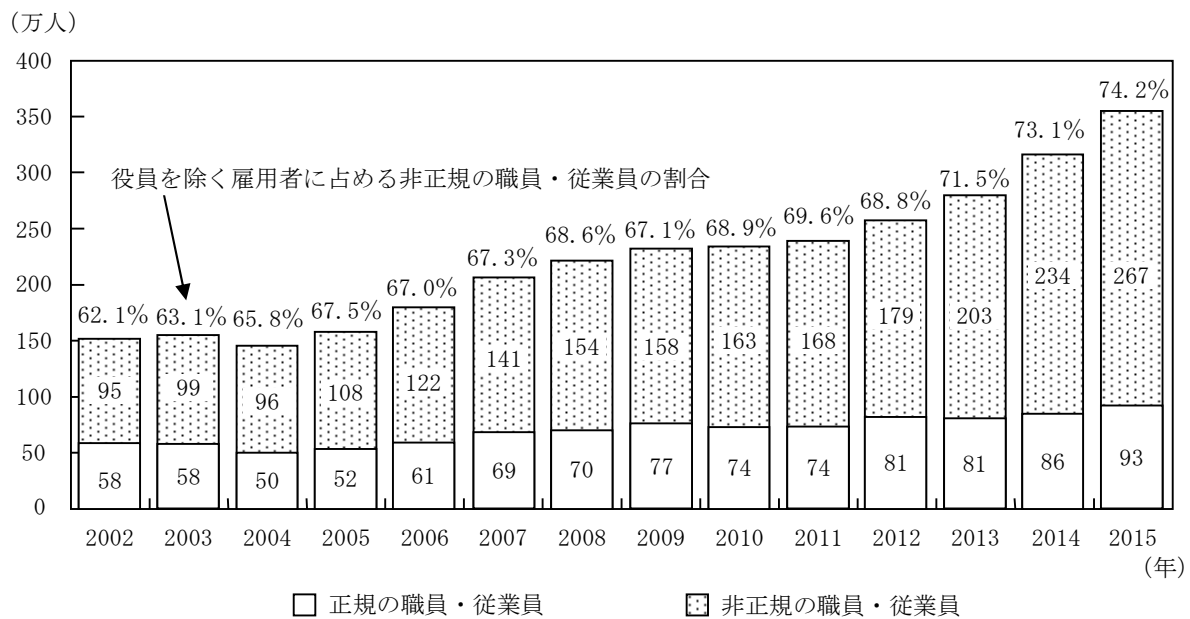
問2

CFP®認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心を持ち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

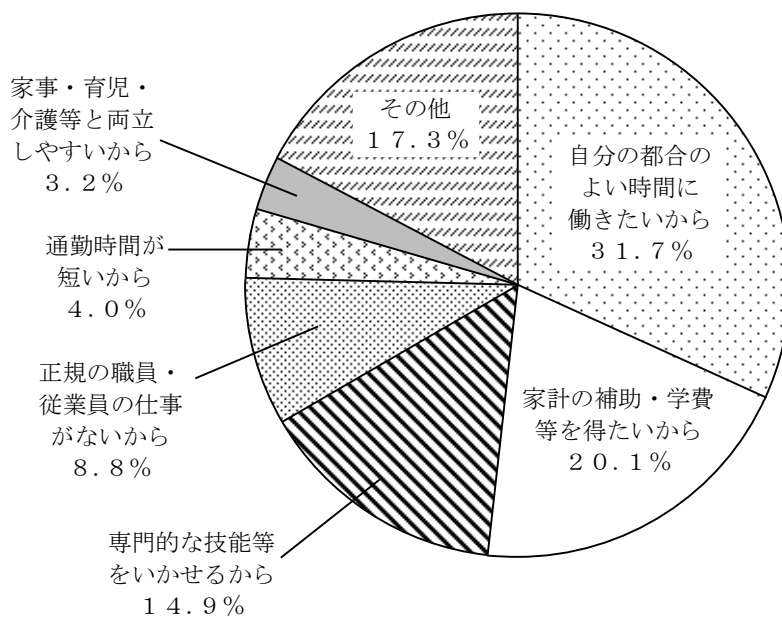
(問題4)

(設問A) 以下の図は、「平成28年版 厚生労働白書」を基に作成したものである。この図に関する次の文章の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<図1> 65歳以上雇用者の年次推移(雇用形態別)



<図2> 65歳以上現職の雇用形態について主な理由別非正規の職員・従業員の内訳(2015年)



＜図1＞によると、65歳以上の雇用者は年々増加の傾向にあるが、2015年の役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は10年前の2005年に比べて（ア）ポイント（イ）している。また、＜図2＞によると、非正規の職員・従業員が現職の雇用形態についての主な理由は、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最も多く、次いで（ウ）となっている。

1. (ア) 6.7 (イ) 増加 (ウ) 「家計の補助・学費等を得たいから」
2. (ア) 8.4 (イ) 減少 (ウ) 「家計の補助・学費等を得たいから」
3. (ア) 8.4 (イ) 増加 (ウ) 「専門的な技能等をいかせるから」
4. (ア) 6.7 (イ) 減少 (ウ) 「専門的な技能等をいかせるから」

(問題5)

(設問B) 生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立支援制度」に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 自治体等の相談窓口で生活困窮者からの相談に応じ、就労や経済的に自立するための支援プラン等の作成を行う「自立相談支援事業」を実施する。
2. 一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所の供与、食事の提供などの「一時生活支援事業」を実施することができる。
3. 「子どもの学習支援事業」は、生活困窮世帯の子どもの学習支援や居場所作り等を行う任意事業であり、生活保護世帯の子どもも対象である。
4. 「住居確保給付金」は、住居を失いまたは家賃を支払うことが困難であるなど、一定の事由に該当すれば、生活保護受給者にも支給される。

(問題6)

(設問C) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく障害福祉サービス事業に関する下表の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

事業の種類	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な訓練 求職活動に関する支援 適性に応じた職場の開拓 就職後における職場定着に必要な相談等 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用契約の締結等による就労の機会の提供および生産活動の機会の提供 その他就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等 	<ul style="list-style-type: none"> 就労の機会の提供および生産活動の機会の提供 その他就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等
対象者	就労を希望する(ア)未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が(ウ)である者
利用期間	原則2年	(イ)	制限なし

1. (ア) 60歳 (イ) 2年 (ウ) 困難
2. (ア) 60歳 (イ) 制限なし (ウ) 可能
3. (ア) 65歳 (イ) 2年 (ウ) 可能
4. (ア) 65歳 (イ) 制限なし (ウ) 困難

問3

会社員のパーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の<資料>に基づいて解答してください。

<資料>

【収入に関する事項】

○給与収入（年間・手取り）

若杉 慎作さん（本人・会社員）：現在350万円

若杉 美子さん（妻・会社員）：現在270万円

現在は短時間勤務であるが、2022年から通常勤務となり、380万円（現在価値）となる。

【支出に関する事項】

○基本生活費 年間300万円（現在価値）

○住宅関連費（賃貸マンション）

家賃（管理費等込み） 年間120万円

○教育費

- ・ 長男は、小学校は公立、中学校および高校は私立、大学（四年制）は私立理系への進学を予定している。
- ・ 二男は、小学校は公立、中学校および高校は私立、大学（四年制）は私立文系への進学を予定している。

[教育費の現在価値]

	小学校	中学校		高校		大学	
	公立	公立	私立	公立	私立	私立文系	私立理系
年間教育費	30万円	50万円	120万円	40万円	90万円	90万円	120万円
入学一時金	—	10万円	40万円	10万円	30万円	30万円	30万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は保育料である。

○生命保険料

年間18万円

○その他支出

レジャー、帰省等：毎年40万円（現在価値）

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。

<現状のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
西暦(年)		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
家族・年齢	若杉 慎作 本人	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	
	美子 妻	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
	信二 長男	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	純平 二男	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
ライフイベント			長男 小学校 入学			二男 小学校 入学			長男 中学校 入学			長男 高校入学 二男 中学校 入学	
変動率													
収入	給与収入(本人)	1.0%	350	354	357	361	364	368	372	375	379	383	387
	給与収入(妻)	1.0%	270	273	275					407			
	収入合計	-	620	627	632		(ア)			782			
支出	基本生活費	1.0%	300	303	306	309	312	315	318	322	325	328	331
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長男)	1.0%	25	30	31								
	教育費(二男)	1.0%	15	10	10	10							
	生命保険料	0.0%	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	その他支出	1.0%	40	40	41								
	支出合計	-	518	521	526	529	554	559	562		668	674	823
年間収支	-	102	106	106					(イ)	122	125	▲16	
預貯金等残高	1.0%	560	672	785								1,938	

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
西暦(年)		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	
家族・年齢	若杉 慎作 本人	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
	美子 妻	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	
	信二 長男	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	
	純平 二男	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
ライフイベント				長男 大学入学 二男 高校入学			二男 大学入学	長男就職			二男就職	
変動率												
収入	給与収入(本人)	1.0%	390	394	398	402	406	410	415	419	423	427
	給与収入(妻)	1.0%					441	446	450	455	459	464
	収入合計	-					847	856	865	874	882	891
支出	基本生活費	1.0%	335	338	341	345	348	352	355	359	362	366
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長男)	1.0%						141	0	0	0	0
	教育費(二男)	1.0%							108	109	0	
	生命保険料	0.0%	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	その他支出	1.0%			46	46	46	47	47	48	48	49
	支出合計	-	752	757	833	770	775	819	647	653	657	553
年間収支	-	62	65	▲3	69	72	37	218	221	225	338	
預貯金等残高	1.0%	2,019	2,104	2,122	2,212	2,306	2,366	2,608	2,855	3,109	3,478	

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題7)

(設問A) 若杉さん夫婦は、今後の資金計画などについてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) 645 (イ) 75
2. (ア) 645 (イ) 118
3. (ア) 759 (イ) 75
4. (ア) 759 (イ) 118

(問題8)

(設問B) 若杉さん夫婦は、子供たちの教育費がかからなくなったら、預貯金等で住宅を購入することを検討している。現状のままでは老後資金に不安があるため、CFP[®]認定者は以下の<見直しの内容>を反映させたキャッシュフロー表を作成した。10年後(2028年)の預貯金等残高について、見直しの効果額(見直し後の預貯金等残高(ウ)から見直し前の預貯金等残高を控除した額)として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

<見直しの内容>

- ・ 基本生活費：通信費の見直しにより、2019年以降、年間12万円減らして288万円(現在価値)とする。
- ・ 生命保険料：保険の見直しにより、2019年以降、毎年の保険料を6万円減らす。
- ・ その他支出：2019年以降、年間10万円減らして30万円(現在価値)とする。

1. 290万円
2. 295万円
3. 301万円
4. 406万円

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
西暦(年)		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
家族・年齢	若杉 慎作 本人	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
	美子 妻	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
	信二 長男	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	純平 二男	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
ライフイベント			長男 小学校 入学			二男 小学校 入学			長男 中学校 入学			長男 高校入学 二男 中学校 入学
変動率												
収入	給与収入(本人)	1.0%	350	354	357	361	364	368	372	375	379	383
	給与収入(妻)	1.0%	270	273	275							420
	収入合計	-	620	627	632							807
支出	基本生活費	1.0%	300	291	294	297	300	303	306	309	312	315
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長男)	1.0%	25	30	31							
	教育費(二男)	1.0%	15	10	10	10						
	生命保険料	0.0%	18									
	その他支出	1.0%	40									
	支出合計	-	518	493	498	501	525	531	534			
年間収支	-	102	134	134	138	234	236	241	105	152	155	
預貯金等残高	1.0%	560	700	841	987	1,231	1,479	1,735	1,857	2,028	2,203	(ウ)

経過年数		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
西暦(年)		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
家族・年齢	若杉 慎作 本人	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
	美子 妻	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
	信二 長男	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	純平 二男	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
ライフイベント				長男 大学入学 二男 高校入学			二男 大学入学	長男就職			二男就職
変動率											
収入	給与収入(本人)	1.0%	390	394	398	402	406	410	415	419	423
	給与収入(妻)	1.0%					441	446	450	455	459
	収入合計	-					847	856	865	874	882
支出	基本生活費	1.0%	321	325	328	331	334	338	341	344	348
	住宅関連費	0.0%	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	教育費(長男)	1.0%						141	0	0	0
	教育費(二男)	1.0%							108	109	0
	生命保険料	0.0%									
	その他支出	1.0%					35	35	36	36	36
	支出合計	-	720	727	802	738	744	787	616	620	625
年間収支	-										
預貯金等残高	1.0%										

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題9)

(設問C) 会社員の大久保さん(50歳)は、2029年3月末に定年退職をする予定である。大久保さんは退職後の生活資金を準備するため、2019年4月1日から資金運用を開始する。定年退職後は蓄えた資金と退職一時金を複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に一定金額を取り崩して受け取るほか、自宅のリフォーム資金に充てたいと考えている。以下の<条件>に基づく場合、2025年4月1日からの4年間にわたり毎年3月末に積み立てるべき一定金額(最少額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り上げる。

<条件>

- ・ 2019年4月1日から定年退職時までの10年間は、用意した貯蓄500万円(2019年3月末時点)を、当初6年間は年利1.0%、その後の4年間は年利2.0%で複利運用する。
- ・ 当初6年間は、毎年3月末に30万円を積み立てながら年利1.0%で複利運用し、2025年4月1日からの4年間は積み立てた資金を年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2025年4月1日からの4年間は、毎年3月末に一定金額を積み立てながら年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2029年3月末に退職一時金1,200万円(手取り額)を受け取る。
- ・ 退職後は、蓄えた資金と退職一時金を年利1.5%で複利運用しながら、30年間にわたり毎年3月末に60万円ずつ取り崩す。
- ・ 定年退職時から5年間、年利1.5%で複利運用し、2034年3月末に自宅のリフォーム資金として750万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	1.041	1.061	1.082
5年	1.051	1.077	1.104
6年	1.062	1.093	1.126
30年	1.348	1.563	1.811

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.961	0.942	0.924
5年	0.951	0.928	0.906
6年	0.942	0.915	0.888
30年	0.742	0.640	0.552

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	4.060	4.091	4.122
5年	5.101	5.152	5.204
6年	6.152	6.230	6.308
30年	34.785	37.539	40.568

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	3.902	3.854	3.808
5年	4.853	4.783	4.713
6年	5.795	5.697	5.601
30年	25.808	24.016	22.396

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.246	0.244	0.243
5年	0.196	0.194	0.192
6年	0.163	0.161	0.159
30年	0.029	0.027	0.025

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
4年	0.256	0.259	0.263
5年	0.206	0.209	0.212
6年	0.173	0.176	0.179
30年	0.039	0.042	0.045

1. 40万円
2. 44万円
3. 53万円
4. 89万円

(問題10)

(設問D) 2019年3月末に定年退職を迎える増田さんは、退職一時金と自助努力で準備した老後のための資金を、2019年4月1日から複利運用しながら取り崩して生活費などに充てる計画を立てている。以下の〈当初の計画〉を実現できる必要最小限の金額が2019年3月末に準備できていたときに、〈変更後の計画〉に計画を変更した場合、2019年4月1日から2029年3月末までの当初10年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、次の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

〈当初の計画〉(25年間で取り崩す計画)

- ・ 2019年4月1日から2044年3月末までの25年間、年利2.0%で複利運用しながら毎年3月末に120万円を取り崩す。

〈変更後の計画〉(30年間で取り崩す計画)

- ・ 2019年4月1日から5年間にわたり年利1.0%で複利運用し、5年経過後の2024年3月末に自宅のリフォーム資金として、500万円を取り崩す。
- ・ 2019年4月1日から2029年3月末までの当初10年間は、年利1.0%で複利運用しながら毎年3月末に一定金額を取り崩す。
- ・ 2029年4月1日からの20年間は、年利2.0%で複利運用しながら毎年3月末に96万円を取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	1.051	1.104
10年	1.105	1.219
20年	1.220	1.486
25年	1.282	1.641

[現価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.951	0.906
10年	0.905	0.820
20年	0.820	0.673
25年	0.780	0.610

[年金終価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	5.101	5.204
10年	10.462	10.950
20年	22.019	24.297
25年	28.243	32.030

[年金現価係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	4.853	4.713
10年	9.471	8.983
20年	18.046	16.351
25年	22.023	19.523

[減債基金係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.196	0.192
10年	0.096	0.091
20年	0.045	0.041
25年	0.035	0.031

[資本回収係数]

期間	1.0%	2.0%
5年	0.206	0.212
10年	0.106	0.111
20年	0.055	0.061
25年	0.045	0.051

1. 44万円
2. 47万円
3. 49万円
4. 97万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題11)

(設問A) 小坂さん(会社員・年収900万円)は住宅の購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、円未満の端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税は考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入用資金650万円と母から贈与される90万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの条件は、金利年1.20%(全期間固定金利)、返済期間25年(返済回数300回)、元金均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 住宅ローンの借入額については、借入れから10年間が経過した時点(返済回数120回終了後、残存返済回数180回)で120万円の返済額軽減型の繰上げ返済を行い、当該繰上げ返済後は年間の元金返済額が現在の年収の15%となるようにする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の7%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 3,840万円
2. 3,940万円
3. 4,020万円
4. 4,310万円

(問題 1 2)

(設問B) 下表の4人のうち、2018年分の所得税について、住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）の適用を受けることができる人はどれか。なお、特に記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

Aさん	2015年に住宅を購入し、借入時に償還期間が15年であった住宅ローンについて、住宅ローン控除の適用を受けていた。2018年1月に期間短縮型の繰上げ返済を行った結果、住宅ローンの償還期間（当初の契約による最初の返済月から短縮後の最終の返済月までの期間）が9年となった。
Bさん	2017年に住宅を購入し、銀行から提示された借入れのための条件を満たすため、住宅ローンを夫婦の連帯債務とした。取得した住宅はBさんの夫の単独所有であり、借入後の住宅ローンも夫が全額返済している。
Cさん	自宅を建築するに先だって、2016年に敷地となる土地を住宅ローンを組んで購入した。自宅の建物は、住宅ローンを組まずに預金と親からの資金贈与で2018年5月に建築した。
Dさん	2011年に住宅を購入し2014年分までは住宅ローン控除の適用を受けていたが、勤務先からの転任命令により、2015年4月から家族とともに転居し、その家屋を居住の用に供しなくなった。2018年4月に転居先から戻り、再び家族とともにその家屋を居住の用に供している。その間賃貸はしていない。

1. AさんとCさん
2. BさんとDさん
3. Cさん
4. Dさん

(問題 1 3)

(設問C) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 融資対象となる資金使途として、通学定期券代やパソコン購入費は認められているが、学生の国民年金保険料は認められていない。
2. 返済方法は毎月の元利均等返済であり、ボーナス併用払いとすることもできる。
3. 返済期間は母子家庭や父子家庭の場合、18年以内である。
4. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれる。

(問題 1 4)

(設問D) 下表は、独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金の返還中に、災害や傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情が生じた場合に適用できる制度である。下表の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

制度名	減額返還制度	(イ) 制度
制度の内容	一定期間、当初割賦金を2分の1または(ア)に減額して、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する。	審査により承認された期間については返還の必要がなくなり、適用期間後に返還が再開され、(ウ)。

1. (ア) 4分の1 (イ) 返還免除 (ウ) 返還終了年月は延期される
2. (ア) 3分の1 (イ) 返還期限猶予 (ウ) 返還終了年月は延期される
3. (ア) 4分の1 (イ) 返還期限猶予 (ウ) 返還終了年月は変更されない
4. (ア) 3分の1 (イ) 返還免除 (ウ) 返還終了年月は変更されない

(問題 15)

(設問E) デビットカードに関する次の記述の空欄 (ア) ~ (ウ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、当座貸越については考慮しないものとする。

- ・ デビットカードとは、商品を購入する際などに、現金の代わりに使用することができる決済機能をもったカードである。
- ・ 支払いの方法は (ア) で、あらかじめ指定した金融機関の口座から引き落としされる。利用限度額は、任意に設定していない場合 (イ) の範囲内であり、支払い回数は (ウ) である。

1. (ア) 後払い
(イ) カード会社によって定められた利用限度額
(ウ) 1回払いまたは分割払いのいずれか
2. (ア) 即時払い
(イ) カード会社によって定められた利用限度額
(ウ) 1回払いのみ
3. (ア) 即時払い
(イ) 指定口座の預金残高
(ウ) 1回払いのみ
4. (ア) 後払い
(イ) 指定口座の預金残高
(ウ) 1回払いまたは分割払いのいずれか

(問題 16)

(設問F) 独立行政法人国民生活センターに設置されている紛争解決委員会に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 紛争解決委員会は、消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要である重要消費者紛争について和解の仲介や仲裁を行う。
2. 紛争解決委員会の仲裁委員による仲裁判断には、裁判の確定判決と同様の効力はない。
3. 紛争解決委員会への仲裁の申請は、当事者双方が仲裁に付することについて合意していれば、当事者の一方が行うことができる。
4. 紛争解決手続き (ADR) の結果は、紛争解決委員会が必要と認めた場合に概要を公表することができる。

問5

最近の働き方とその関連法令等に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題17)

(設問A) 北村さん(44歳)は、LZ株式会社において有期雇用契約で働いていたが、契約期間が満了し、契約更新を希望していたものの更新には至らず、2018年10月31日に離職した。以下の<資料>に基づく、北村さんの雇用保険の基本手当の給付等に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、北村さんはこれまでに雇用保険の給付を受けたことはない。

<資料>

[北村さんのLZ社との雇用契約の状況等]

- ・ LZ社との契約は6ヵ月の有期雇用契約であった。
- ・ LZ社との雇用契約書には、日給月給制で週休2日制の1日7時間勤務であること、また、契約更新条項には「契約の更新をする場合がある」と記されており、過去3回契約が更新されている。

[北村さんの雇用保険の加入状況]

勤務先	LX社	LY社	LZ社
資格取得日	1996年 4月 1日	2007年 6月 1日	2016年11月 1日
離職日	2006年 3月31日	2016年 3月31日	2018年10月31日

[基本手当の所定給付日数]

○一般受給資格者

離職時の 満年齢	算定基礎期間	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	65歳未満		90日	120日

○特定受給資格者および特定理由離職者

離職時の 満年齢	算定基礎期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満	90日	90日	120日	180日
30歳以上 35歳未満	120日	180日		210日	240日	
35歳以上 45歳未満	150日			240日	270日	
45歳以上 60歳未満	180日	240日		270日	330日	
60歳以上 65歳未満	150日	180日		210日	240日	

北村さんがL Z社を離職後すぐに公共職業安定所において求職の申込みを行う場合、基本手当の受給資格は（ア）となり、所定給付日数は（イ）となる。また、基本手当の支給開始は、公共職業安定所において求職の申込みを行った後、（ウ）が経過してからとなる。

1. (ア) 一般受給資格者 (イ) 90日 (ウ) 待期期間(7日間)
2. (ア) 一般受給資格者 (イ) 120日 (ウ) 給付制限期間(3ヵ月)
3. (ア) 特定理由離職者 (イ) 240日 (ウ) 待期期間(7日間)
4. (ア) 特定理由離職者 (イ) 150日 (ウ) 給付制限期間(3ヵ月)

(問題18)

(設問B) 雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、高年齢雇用継続給付の支給要件を満たしているものとする。

1. 60歳以後も継続して雇用され、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時賃金月額額の75%未満となった場合、高年齢雇用継続基本給付金の支給対象となる。
2. 基本手当の受給資格者であって支給残日数が100日以上ある人が60歳以後に安定した職業に就き、再就職後の支給対象月に支払われる賃金額が、基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に30を乗じた額の75%未満となった場合、高年齢再就職給付金の支給対象となる。
3. 高年齢再就職給付金を受給した同一の就職について再就職手当(就業促進手当)を受給しようとする場合、高年齢再就職給付金の給付額に応じ、再就職手当の一部が減額されて支給される。
4. 特別支給の老齢厚生年金(在職老齢年金)と高年齢雇用継続給付金を同時に受給する場合、在職老齢年金の一部が支給停止(併給調整)される場合がある。

(問題19)

(設問C) 雇用保険の介護休業給付金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 介護休業給付金は、被保険者が対象家族を介護するために休業した場合に支給されるが、被保険者の配偶者の父母は対象家族とされない。
2. 介護休業給付金の額は、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じた額の100分の60に相当する額である。
3. 介護休業給付金の請求手続きは、介護休業を終了した日の翌日から20日以内に行わなければならない。
4. 介護休業給付金は、同一対象家族について通算93日を限度に、3回まで支給される。

(問題 20)

(設問D) QR株式会社に入社して3年目の井川由美さん(30歳)は、出産のため2018年12月に退職し、出産後、雇用保険の教育訓練給付の支給対象となる講座を受講することを検討している。由美さんの雇用保険の教育訓練給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、由美さんは入社以来継続して雇用保険の一般被保険者であり、教育訓練給付の支給を受けたことはない。

1. 被保険者の資格を喪失してから1年以内に教育訓練を開始することが原則であるが、出産、育児のため引き続き30日以上教育訓練を開始することができない場合は、受講開始の延長措置を受けることができる。
2. 一般教育訓練の対象講座の受講料については、最大2年分が教育訓練経費となる。
3. 専門実践教育訓練給付金は、対象講座の受講状況が適切であると認められれば、受講中の場合であっても支給される。
4. 教育訓練支援給付金は、基本手当が支給される期間は支給されない。

(問題 21)

(設問E)「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(求職者支援法)」に基づく求職者支援制度に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

求職者支援制度における支援の主な内容は次のとおりである。

- ・ 特定求職者に対する認定職業訓練または公共職業訓練等の実施
 - ・ 前記の訓練を受講する人のうち、一定の要件を満たした人への職業訓練受講給付金の支給
- 特定求職者とは、次の要件をすべて満たす者をいう。
- ・ 公共職業安定所に求職の申込みをしている
 - ・ 労働の意思および能力を有している
 - ・ 雇用保険の被保険者ではない
 - ・ (ア)の受給資格者ではない
 - ・ 職業訓練などの支援を行う必要があると公共職業安定所長から認められている

職業訓練受講給付金は、月額(イ)の職業訓練受講手当のほかに、通所手当および寄宿手当があり、原則として(ウ)を限度として支給される。

1. (ア) 基本手当 (イ) 5万円 (ウ) 1年間
2. (ア) 教育訓練給付 (イ) 5万円 (ウ) 3年間
3. (ア) 基本手当 (イ) 10万円 (ウ) 1年間
4. (ア) 教育訓練給付 (イ) 10万円 (ウ) 3年間

(問題 2 2)

(設問 F) L S 株式会社で働いている大下さんは、最低賃金と比較するために自身の 2018 年 10 月分の賃金を計算してみることにした。以下の<資料>に基づく、最低賃金法における最低賃金の対象となる時間あたりに換算した賃金額として、正しいものはどれか。

<資料>

[大下さんに支払われた 2018 年 10 月分の賃金]

基本給	126,000円 (日給 6,300円×20日)	日給制
職務手当	15,400円	月給制
時間外手当	12,150円	割増賃金含む
通勤手当	18,200円 (1日あたり 910円×20日)	
合計	171,750円	

※賃金は日給制と月給制の組み合わせである。

※毎年 6 月と 12 月に定期賞与が各 42,000 円支払われる (年間計 84,000 円)。

[大下さんの労働条件]

年間所定労働日数：240日

1日の所定労働時間：7時間

[時間あたりに換算した賃金額の計算方法]

- ① 日給制の場合：日給÷1日の所定労働時間
- ② 月給制の場合：(賃金月額×12ヵ月)÷(年間所定労働日数×1日の所定労働時間)
- ③ 日給制と月給制の組み合わせの場合：それぞれ上記の式により時間額に換算し、日給部分と月給部分を合計する。

※計算に当たっては、実際に支払われた賃金から通勤手当、時間外手当は除く。

1. 1,010円
2. 1,060円
3. 1,140円
4. 1,190円

(問題 2 3)

(設問G) 労働者災害補償保険の休業補償給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 労働者が業務上の負傷または疾病による療養のため労働することができず、賃金を受けなかった日が4日以上となった場合に、4日目から支給される。
2. 賃金が支払われない場合、休業1日につき給付基礎日額の100分の60に相当する額が支給される。
3. 傷病補償年金が支給される場合を除き、療養のため労働することができない期間支給され、支給期間に制限はない。
4. 受給者が同一の負傷または疾病により障害厚生年金や障害基礎年金を受けることができるときは、休業補償給付は全額支給され、障害厚生年金や障害基礎年金の額が減額調整される。

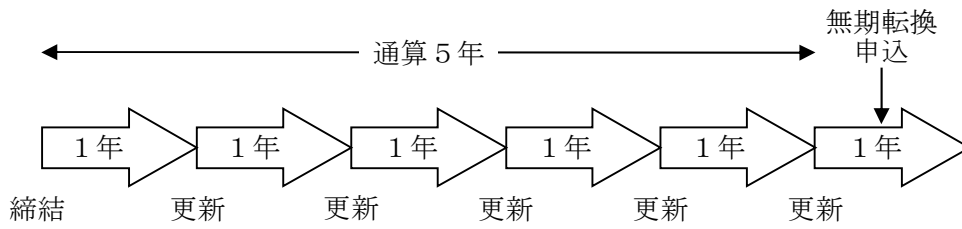
(問題 2 4)

(設問H) 労働契約法においては、一定の要件を満たした労働者が申込みをした場合は、有期労働契約が期間の定めのない労働契約に転換（無期転換）される。次のうち、労働契約法に基づく無期転換が認められないものはどれか。なお、いずれも同一の使用urerとの間で締結された有期労働契約であり、本設問においては、以下の＜要件＞すべてに該当する場合、無期転換が認められるものとする。

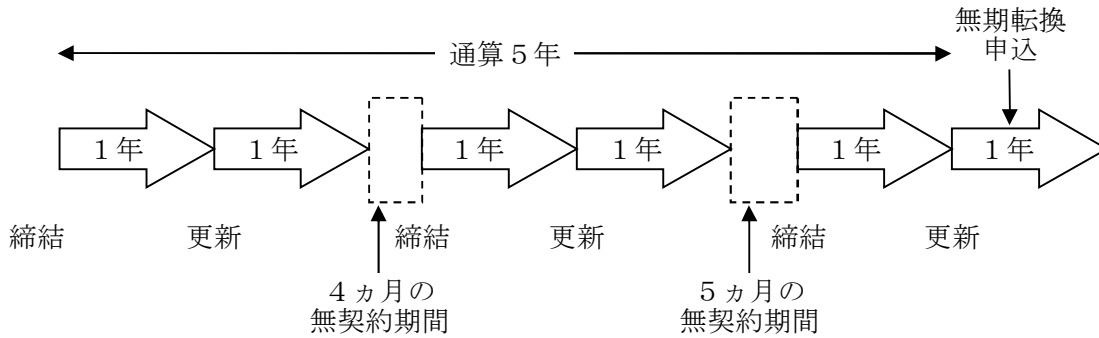
<要件>

- ・ 同一の使用urerとの間の有期労働契約の通算契約期間が5年を超えていること
※6ヵ月未満の無契約期間がある場合は、その前の契約期間も通算される
- ・ 契約の更新回数が1回以上あること
- ・ 無期転換の申込時点で同一の使用urerとの間で有期労働契約を締結していること

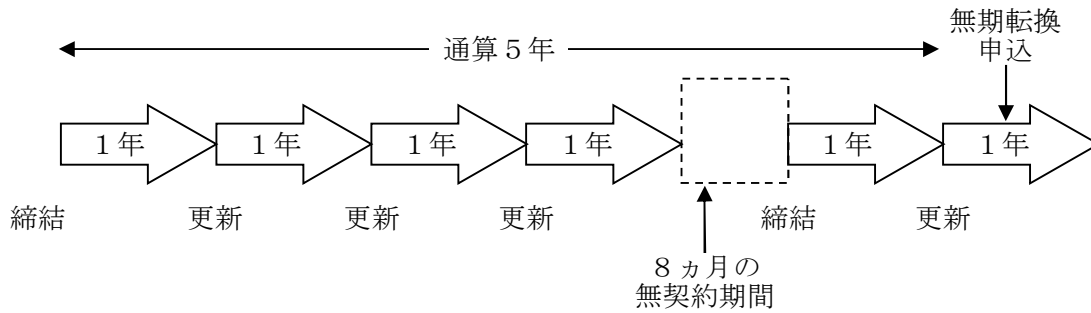
1. 契約期間が1年で無契約期間がない場合



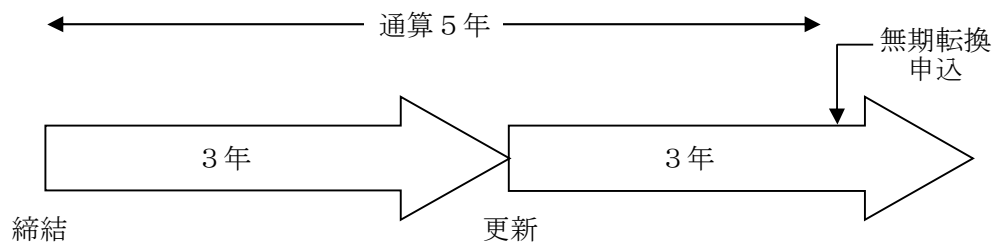
2. 契約期間が1年で無契約期間が2回ある場合



3. 契約期間が1年で無契約期間が1回ある場合



4. 契約期間が3年で無契約期間がない場合



(問題 25)

(設問 I) 中井瞳さん(31歳)は、TA株式会社で有期労働契約の短時間労働者として勤務しており、来年第一子を出産する予定である。以下の<資料>に基づく、瞳さんに係る育児支援制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、産前産後休業、育児休業および子の看護休暇の取得要件を満たしているものとする。

<資料>

[瞳さんのデータ]

- ・ 1日の所定労働時間は5時間で週3日勤務である。
- ・ 2017年4月1日からTA社と期間1年の労働契約を締結し、2018年4月1日にその労働契約を同一条件で更新している。
- ・ 次年度以降も同一条件で労働契約の更新が見込まれている。
- ・ 出産予定日は2019年1月1日であり、多胎妊娠ではない。

1. 瞳さんが請求すれば、出産予定日の6週間前から労働基準法の産前休業を取得することができる。
2. 瞳さんが産後6週間を経過した日以後に請求すれば、医師が支障ないと認めた業務に就くことができる。
3. 瞳さんは、育児・介護休業法による、1歳未満の子に係る育児休業の取得の申出をすることができる。
4. 瞳さんは、育児・介護休業法による、子の看護休暇を半日単位で取得することはできない。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題26)

(設問A) 浜松宗一郎さん(67歳)は、妻の桐子さん(63歳)と2人でZ A市に居住している。以下の<資料>に基づく、宗一郎さんが支払う2018年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、円未満の端数は切り捨てること。

<資料>

[浜松家のデータ]

氏名	続柄	年齢	前年の収入等
浜松 宗一郎	本人 (世帯主)	67歳	公的年金の収入金額253万円
浜松 桐子	妻	63歳	個人年金の収入金額50万円(必要経費35万円)

※宗一郎さんと桐子さんには上記のほかに収入はない。

※世帯は2人のみである。

[Z A市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)	平等割(1世帯当たり)
医療分	6.60%	19,320円	25,200円
後期高齢者支援金等分	2.17%	6,360円	8,160円
介護分	1.49%	9,720円	7,080円

※医療分と後期高齢者支援金等分は、被保険者の年齢にかかわらず賦課される。介護分は、40歳以上65歳未満の被保険者について賦課される。

※限度額については考慮しないものとする。

[公的年金等控除額の速算表(65歳以上)]

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円 未満	120万円
330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円 以上	収入金額× 5%+ 155.5万円

1. 189,220円
2. 206,662円
3. 213,840円
4. 247,698円

(問題 27)

(設問B) 以下の<資料>に基づく、藤原さんの2018年10月の給与から源泉徴収された所得税の金額として、正しいものはどれか。なお、通勤手当など記載のない事項については考慮しないものとする。

<資料>

[藤原さんのデータ]

- ・ MA株式会社の正社員である（役員ではない）。
- ・ 30歳、独身で扶養親族はいない。
- ・ 協会けんぽの被保険者である。
- ・ 定時決定による2018年9月からの標準報酬月額が24万円で、その後の改定はない。
- ・ 2018年10月の給与（税・社会保険料控除前の総支給額）は25万円である。

[健康保険・厚生年金保険標準報酬月額表]（被保険者負担分）

(単位：円)

標準報酬月額等級		標準報酬 月額	報酬月額		健康保険料		厚生年金 保険料
健保	厚年		以上	未満	健康保険	介護保険	
18	15	220,000	210,000	～ 230,000	10,890	1,727	20,130
19	16	240,000	230,000	～ 250,000	11,880	1,884	21,960
20	17	260,000	250,000	～ 270,000	12,870	2,041	23,790

[雇用保険料（被保険者負担分）] 750円

[給与所得の源泉徴収税額表]

(単位：円)

その月の社会保険料等 控除後の給与等の金額		扶養親族等の数
以上	未満	0人
209,000	211,000	5,130
211,000	213,000	5,200
213,000	215,000	5,270
215,000	217,000	5,340

1. 5,130円
2. 5,200円
3. 5,270円
4. 5,340円

(問題 28)

(設問C) MB株式会社に正社員として勤務する湯本仁美さんは、2017年1月1日に出産した。以下の<資料>に基づく標準報酬月額の子育て休業等終了時改定および養育期間の標準報酬月額特例に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、特に記載のない事項については、標準報酬月額の子育て休業等終了時改定および養育期間の標準報酬月額特例の要件を満たしているものとする。

<資料>

[標準報酬月額の子育て休業等終了時改定]

- ・ 子育て休業等を終了した被保険者が申出をしたときは、子育て休業等終了日の翌日が含まれる月以後3ヵ月間に受けた報酬の平均額に基づいて改定される。

[仁美さんの状況]

- ・ 2016年11月21日から2017年2月26日まで産前産後休業を取得し、2017年2月27日から12月31日まで子育て休業を取得した。
- ・ 子育て休業終了後、2018年1月1日に職場に復帰し、短時間勤務で働きながら子を養育している。
- ・ 子が生まれる前月の標準報酬月額は22万円であり、子育て休業終了まで同額である。
- ・ 2018年1月から4月までの各月の報酬支払基礎日数は、すべて17日以上である。
- ・ 2018年1月から4月までの給与の支払状況は、以下のとおりである。

	基本給	欠勤控除	合計
1月	220,000円	▲20,000円	200,000円
2月	220,000円	▲30,000円	190,000円
3月	220,000円	▲25,000円	195,000円
4月	225,000円	▲28,000円	197,000円

※通勤手当など上記に記載のないものの支給はない。

※MB社の給与締切日は25日、支払日は月末である。

※欠勤控除は短時間勤務によるものである。

※MB社の昇給は年1回4月に行われ、4月の給与から反映される。

[標準報酬月額等級表]

(単位：円)

標準報酬			報酬月額	
健康保険等級	厚生年金保険等級	月額	以上	未満
16	13	190,000	185,000～195,000	
17	14	200,000	195,000～210,000	
18	15	220,000	210,000～230,000	

仁美さんの標準報酬月額、育児休業等終了時改定により（ア）から（イ）となる。また、子が3歳に達するまでの間の標準報酬月額が（ウ）を下回る月については、将来の老齢厚生年金の額を計算する際の標準報酬月額は（ウ）であるものとみなされる。

1. (ア) 4月 (イ) 200,000円 (ウ) 220,000円
2. (ア) 5月 (イ) 190,000円 (ウ) 220,000円
3. (ア) 4月 (イ) 200,000円 (ウ) 200,000円
4. (ア) 5月 (イ) 190,000円 (ウ) 200,000円

（問題29）

（設問D）露木真美子さん（38歳）は、第一子の出産を機に働いていた会社を退職した以後、3年ほど働いていなかったが、子どもの教育資金の準備などのために、2018年12月1日からTH株式会社で短時間労働者として働く予定である。以下の＜資料＞に基づく、真美子さんがTH社において働きだした以後の社会保険制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

[真美子さんのデータ]

- ・ 週の所定労働時間は、24時間（1日6時間、週4日勤務）である。
- ・ 雇用期間は、1年以上と見込まれる。
- ・ 基本給は月額9万円であり、年収は108万円である。
- ・ 学生ではない。
- ・ 真美子さんの夫（40歳・自営業・年収600万円）は、真美子さんと同居しており、国民健康保険の被保険者である。

[TH社のデータ]

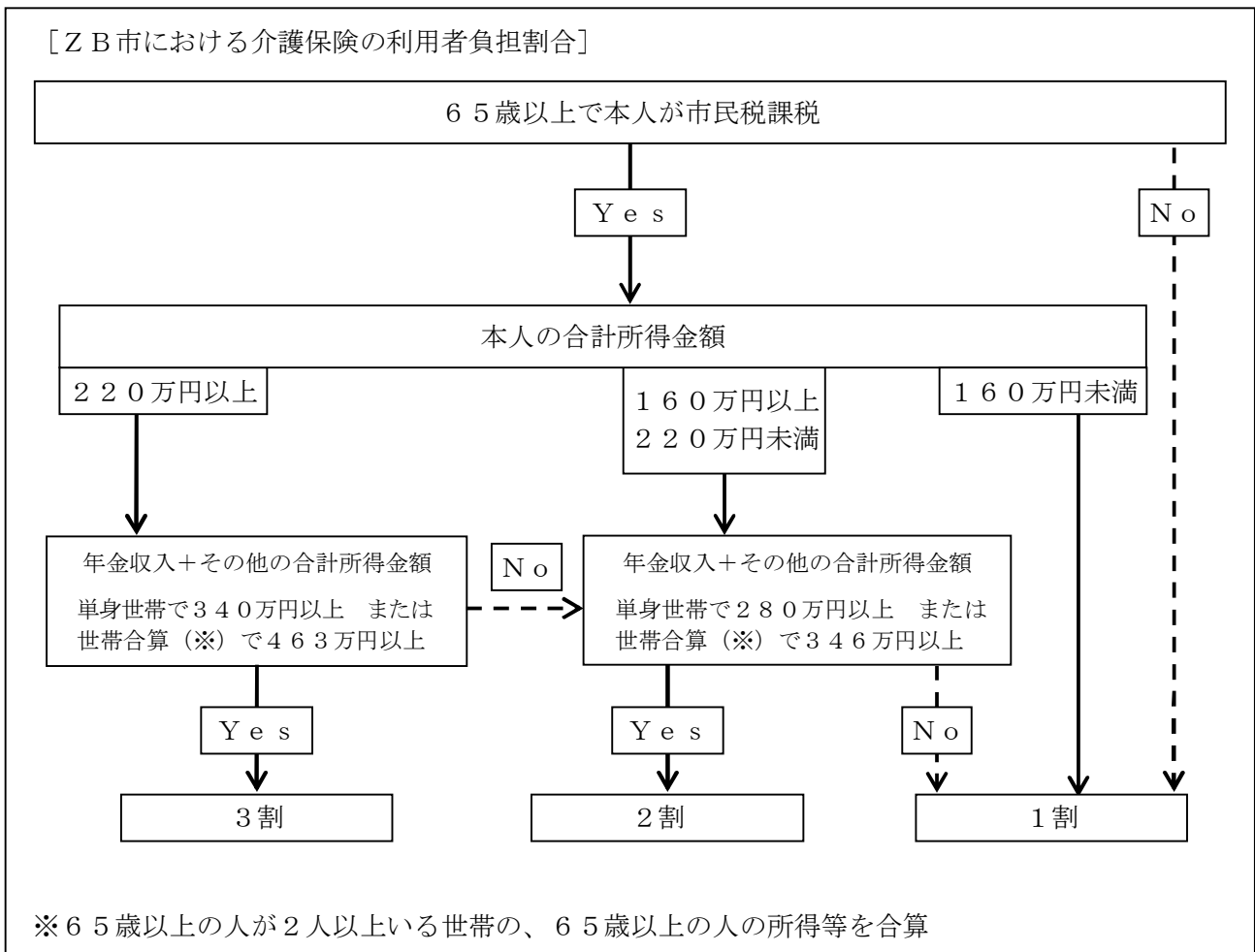
- ・ TH社の短時間労働者を除く厚生年金保険の被保険者は400人であり、TH社は短時間労働者の社会保険の加入について労使で合意がなされている事業所である。
- ・ TH社は、協会けんぽおよび雇用保険の適用事業所である。
- ・ TH社の通常の社員の週の所定労働時間は、40時間である。

1. 真美子さんは協会けんぽの被保険者となるが、それ以後、夫が廃業して収入がなくなっても、夫を被扶養者とすることはできない。
2. 真美子さんは、雇用保険の被保険者とならない。
3. 真美子さんは、厚生年金保険の被保険者となる。
4. 真美子さんは協会けんぽの被保険者となり、入社時点におけるその保険料の額には、介護保険料額が含まれる。

(問題30)

(設問E) 介護保険制度の改正により、2018年8月から介護保険の利用者負担割合が改定された。以下のケース1からケース3の人が、2018年11月に介護保険法に基づく介護給付対象サービス（以下「介護サービス」という）を受けた場合の利用者負担割合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問における利用者負担割合は以下の<資料>によって判定するものとし、合計所得金額は前年の所得によるものとする。また、利用者負担の上限は考慮しないものとし、いずれの人も介護サービスを利用する際に介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示している。

<資料>



[公的年金等控除額の速算表（65歳以上）]

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
330万円 未満	120万円
330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

	氏名	続柄	年齢	前年の公的年金 (老齢年金) 収入	市民税
ケース1	米田 雅彦	夫	79歳	260万円	課税
	米田 幸子	妻	78歳	140万円	非課税
ケース2	目黒 和樹	夫	75歳	290万円	課税
	目黒 芳美	妻	75歳	290万円	課税
ケース3	宮本 真一	夫	80歳	350万円	課税
	宮本 俊子	妻	81歳	100万円	非課税

※上記の人はいずれも公的年金収入のほかに収入はない。

※上記の人はすべてZB市に居住しており、夫婦はいずれも同居している（同一世帯である）。

※いずれの世帯も、上記の人のほかに同一世帯に属する人はいない。

1. ケース1の米田雅彦さんの利用者負担割合は、2割である。
2. ケース2の目黒和樹さんの利用者負担割合は、2割である。
3. ケース2の目黒芳美さんの利用者負担割合は、1割である。
4. ケース3の宮本真一さんの利用者負担割合は、3割である。

（問題31）

（設問F）次のうち、介護保険法に基づく介護給付の対象となる人はどれか。なお、特に記載のない事項については、介護給付の対象となる要件を満たしているものとする。

1. アルツハイマー型認知症のため介護を要する状態となった63歳のAさん
2. 交通事故のため介護を要する状態となった45歳のBさん
3. 脳卒中の後遺症で介護を要する状態となった海外に居住する70歳のCさん
4. 末期の肺ガンのため介護を要する状態となった38歳のDさん

問7

全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

（問題32）

（設問A）協会けんぽの傷病手当金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、傷病手当金の受給要件を満たしているものとする。

1. 傷病手当金の日額は「支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額×1/30×2/3」で計算される。
2. 傷病手当金の支給に係る待期期間には、有給休暇を取得した日は含まれない。
3. 傷病手当金の受給権者が、同一の傷病による障害厚生年金の受給権を取得した場合、傷病手当金と障害厚生年金が減額されることなく併給される。
4. 協会けんぽの被保険者資格喪失時に傷病手当金を受給している人が、被保険者資格を喪失後、国民健康保険の被保険者となった場合は、傷病手当金の資格喪失後の継続給付は受給できない。

（問題33）

（設問B）協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であったことが必要である。
2. 任意継続被保険者となった場合、家族が被保険者となっている健康保険の被扶養者になるという理由で任意に資格を喪失することはできない。
3. 任意継続被保険者には、一般被保険者と同じく傷病手当金と出産手当金が支給される。
4. 任意継続被保険者は、一定期間の保険料を前納することができる。

(問題 34)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、馬場さんが2018年10月に支払った医療費に係る高額療養費を請求した場合、払戻しされる額として、正しいものはどれか。

<資料>

[馬場さんのデータ]

- ・ 35歳で、協会けんぽの被保険者である。
- ・ 標準報酬月額が40万円である。

[2018年10月の医療費等]

医療機関	入院/外来	医療費	自己負担額	備考
MC病院	入院	1,000,000円	(***)円	(注1)
MD病院	外来	100,000円	30,000円	(注2)

(注1) MC病院には健康保険限度額適用認定証を提示しており、医療費は100万円のほかに差額ベッド代10万円がある。

(注2) MD病院には健康保険限度額適用認定証を提示していない。

※問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

[70歳未満の高額療養費に係る自己負担限度額]

所得区分	自己負担限度額 (月額)
標準報酬月額28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

1. 1,000円
2. 29,000円
3. 58,430円
4. 241,570円

問8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の一覧表等を適宜使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[年金の経過措置一覧表 (一部抜粋)]

生年月日	老齢厚生年金			
	男子の定額部分 支給開始年齢	女子の定額部分 支給開始年齢	男子の報酬比 例部分支給開 始年齢	女子の報酬比 例部分支給開 始年齢
昭25.4.2～昭26.4.1	—	63歳	60歳	60歳
昭26.4.2～昭27.4.1	—	〃	〃	〃
昭27.4.2～昭28.4.1	—	64歳	〃	〃
昭28.4.2～昭29.4.1	—	〃	61歳	〃
昭29.4.2～昭30.4.1	—	—	〃	〃
昭30.4.2～昭31.4.1	—	—	62歳	〃
昭31.4.2～昭32.4.1	—	—	〃	〃
昭32.4.2～昭33.4.1	—	—	63歳	〃
昭33.4.2～昭34.4.1	—	—	〃	61歳
昭34.4.2～昭35.4.1	—	—	64歳	〃
昭35.4.2～昭36.4.1	—	—	〃	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	—	(65歳)	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	—	〃	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	—	〃	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	—	〃	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	—	〃	〃
昭41.4.2以降	—	—	〃	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,625円×1.000×被保険者期間の月数

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003 (平成15) 年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 389,800円

(問題 35)

(設問A) 会社員の加瀬賢一さんが63歳の誕生日に会社を退職する場合、以下の<資料>に基づき加瀬さんが受け取ることができる特別支給の老齢厚生年金の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[加瀬さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	生年月日・年齢	公的年金加入歴等
加瀬 賢一	本人	1958 (昭和33)年 12月5日 (59歳)	1981 (昭和56)年4月にRA株式会社に入社(厚生年金加入)し、63歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。
加瀬 和代	妻	1962 (昭和37)年 4月5日 (56歳)	厚生年金に2年間加入し、1985 (昭和60)年4月の結婚後は専業主婦である。和代さんは、賢一さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[賢一さんの厚生年金加入歴]

1981年 (昭和56年) 4月	2003年 (平成15年) 4月		
▼	▼		
▲	▲	▲	▲
入社		60歳	63歳

被保険者期間 264月 平均標準報酬月額 33万円		被保険者期間 188月 平均標準報酬額 43万円		被保険者期間 36月 平均標準報酬額 43万円
------------------------------------	--	-----------------------------------	--	----------------------------------

※賢一さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

1. 1,063,814円
2. 1,148,660円
3. 1,453,614円
4. 1,538,460円

(問題 36)

(設問B) (問題 35) の和代さんの公的年金加入歴等が以下の<資料>のとおりである場合、和代さんが65歳時に国民年金から受給する老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[和代さんの公的年金加入歴]

1982年 (昭和57年)	1983年 (昭和58年)	1985年 (昭和60年)	1986年 (昭和61年)	2022年 (平成34年)
4月	4月	4月	4月	4月
国民年金 未加入 12月	厚生年金 被保険者 24月	国民年金 未加入 12月	国民年金 第3号被保険者・第1号被保険者 432月 (保険料納付済期間)	
▲ 20歳	▲ 入社	▲ 結婚・退職	▲ 60歳	

[年金等の額]

老齢基礎年金の満額：779,300円

振替加算の額：

1958 (昭和33)年4月2日～1959 (昭和34)年4月1日生まれの場合	32,972円
1961 (昭和36)年4月2日～1966 (昭和41)年4月1日生まれの場合	15,028円

1. 740,335円
2. 755,363円
3. 773,307円
4. 774,846円

(問題 37)

(設問C) 以下の<資料>に基づき、安西さんが65歳から受け取ることができる老齢厚生年金の経過的加算の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[安西さんのデータ]

氏名	続柄	生年月日・年齢	公的年金加入歴等
安西 勇	本人	1955 (昭和30)年 12月2日 (62歳)	1978 (昭和53)年4月にRB株式会社に入社(厚生年金加入)し、61歳の誕生日に退職した。

[安西さんの厚生年金加入歴]

1978年 (昭和53年) 4月

2015年 (平成27年) 12月

被保険者期間 452月

被保険者期間 12月

入社 60歳 61歳

※安西さんに上記以外の公的年金加入期間はない。

[老齢基礎年金の満額]

779,300円

[経過的加算の額の計算式]

定額部分相当額－20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額

1. 659円
2. 677円
3. 18,823円
4. 20,159円

(問題38)

(設問D) 会社員の浅尾和子さん(59歳)は、2019年10月に60歳で定年退職した後、老齢年金を繰上げ受給することを検討している。以下の<資料>に基づく、仮に和子さんが60歳2ヵ月に達した月に老齢年金の繰上げ受給を請求する場合に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

<資料>

[浅尾さん夫婦のデータ]

氏名	続柄	生年月日・年齢	公的年金加入歴等
浅尾 和子	本人	1959(昭和34)年 10月11日 (59歳)	<ul style="list-style-type: none"> 22歳でTK社に入社(厚生年金加入)し、60歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。 特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は61歳である。 60歳で退職後は仕事には就かず、道弘さんに生計を維持されるものとする。
浅尾 道弘	夫	1961(昭和36)年 9月5日 (57歳)	<ul style="list-style-type: none"> 22歳でTL社に入社(厚生年金加入)し、60歳の誕生日まで厚生年金に加入して働く予定である。

※浅尾さん夫婦に子はいない。
 ※浅尾さん夫婦は障害の状態ではない。

1. 和子さんが、老齢厚生年金の繰上げ受給を請求する場合、同時に老齢基礎年金についても繰上げ受給を請求しなければならない。
2. 和子さんが、60歳2ヵ月に達した月に老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げ受給を請求する場合、老齢厚生年金の報酬比例部分は6%減額され、老齢基礎年金は30%減額される。
3. 和子さんが、老齢年金の繰上げ受給開始後の61歳の時に初診日がある疾病について、障害認定日において2級の障害状態にあると認定された場合、障害年金は支給されない。
4. 和子さんが、老齢年金の繰上げ受給を開始した後、65歳になるまでの間に道弘さんが死亡して遺族厚生年金の受給権を取得した場合、65歳に達するまでは繰上げ受給の老齢年金または遺族厚生年金のうち選択したいずれか一方だけが支給される。

(問題 39)

(設問E) 山根杏子さんは、2018年5月15日に夫の拓郎さんを事故で亡くしている。以下の<資料>に基づく、拓郎さんの死亡によって杏子さんが受け取ることのできる国民年金からの給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[山根さん夫婦のデータ]			
氏名	続柄	生年月日・年齢	備考
山根 杏子	本人 (妻)	1985 (昭和60) 年 5月3日 (33歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22歳の時に拓郎さんと結婚した。 ・ 結婚してから拓郎さん死亡時まで拓郎さんに生計を維持されていた。 ・ 20歳の時から国民年金第1号被保険者として、国民年金保険料を継続して納付している。
山根 拓郎	夫	1983 (昭和58) 年 3月16日 (死亡当時35歳)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳の時から自営業者 (国民年金第1号被保険者) として、国民年金保険料と付加保険料を継続して納付していた。 ・ 障害基礎年金の受給権者であったことはない。

※山根さん夫婦に子はいない。
※山根さん夫婦にはいずれも厚生年金の加入歴はない。

1. 杏子さんが死亡一時金を受給する場合、拓郎さんが付加保険料を3年以上納付しているため、死亡一時金に一定額が加算される。
2. 杏子さんが死亡一時金を受給する場合、死亡一時金の額は、一定額に拓郎さんの保険料納付済期間の月数を乗じて計算される。
3. 杏子さんが寡婦年金を受給する場合の支給額は、拓郎さんの国民年金第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金の額に相当する額である。
4. 杏子さんが寡婦年金を受給した場合は、自身の老齢基礎年金の繰上げ受給を請求することはできない。

(問題 40)

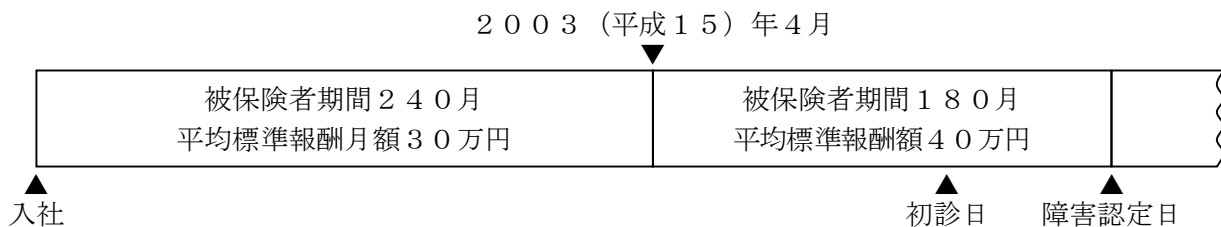
(設問 F) TC 株式会社に勤務している野村敬一郎さん (55 歳) は、休日にケガをして障害等級 2 級の認定を受け、現在、障害年金を受給している。以下の<資料>に基づく、敬一郎さんが現在受給している障害基礎年金と障害厚生年金の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

[敬一郎さんのデータ]

- ・ 1963 (昭和 38) 年 9 月 1 日 生まれ (55 歳)
- ・ 妻 (53 歳) と 長女 (17 歳) と 同居、長男 (20 歳) は 大学進学のため別居している。
- ・ 妻、長女および長男はいずれも障害者ではない。
- ・ 妻、長女および長男は敬一郎さんに生計を維持されており、今後も変わらないものとする。

[敬一郎さんの厚生年金加入歴等]



[障害厚生年金 (2 級) の年金額の計算式]

報酬比例の年金額 = ① + ②

① 2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

② 2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \frac{\text{2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間の月数}}{\text{被保険者期間の月数}}$$

[配偶者の加給年金額]

224,300 円

[障害基礎年金 (2 級) の年金額]

779,300 円

[子の加算額]

224,300 円 (2 人目まで、1 人当たり)

1. 障害基礎年金	1,003,600円	障害厚生年金	907,632円
2. 障害基礎年金	1,003,600円	障害厚生年金	1,131,932円
3. 障害基礎年金	1,227,900円	障害厚生年金	907,632円
4. 障害基礎年金	1,227,900円	障害厚生年金	1,131,932円

(問題 4 1)

(設問G) 遺族厚生年金に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した人の保険料納付要件は問われない。
2. 厚生年金の被保険者が死亡し、被保険者に死亡当時生計を維持されていた75歳の実母と55歳の夫がいるときは、実母が遺族厚生年金の受給権者となる。
3. 遺族厚生年金を受給している人が再婚して、その後離婚した場合、再婚前に受給していた遺族厚生年金の受給権が復活する。
4. 遺族厚生年金の受給権者である子が、母の再婚相手の養子となった場合、遺族厚生年金の受給権は消滅する。

(問題 4 2)

(設問H) 離婚した夫婦間における厚生年金の年金分割制度には合意分割と3号分割がある。年金分割制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 年金分割の請求は、原則として離婚が成立した日の翌日から起算して2年以内に行う必要がある。
2. 合意分割は、2007年4月1日以後に離婚した夫婦に限られるが、それ以前の婚姻期間についても分割することができる。
3. 3号分割では、障害厚生年金の受給権者について、その障害厚生年金の計算の基礎となった期間の分割の請求は認められない。
4. 3号分割は、2008年4月1日以後に離婚した夫婦に限られるが、それより前の国民年金の第3号被保険者期間についても分割される。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題43)

(設問A) 確定給付企業年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 確定給付企業年金における基金型とは、事業主とは別法人の企業年金基金を設立し、その基金が年金制度を実施するものである。
2. 確定給付企業年金の加入者は、規約で定めることにより、掛金の一部を負担することができる。
3. 確定給付企業年金における障害給付金と遺族給付金は、任意給付であり、規約で定めることにより給付を行うことができる。
4. 確定給付企業年金における老齢給付金は、規約に定めることにより50歳未満の者に対して支給することができる。

(問題44)

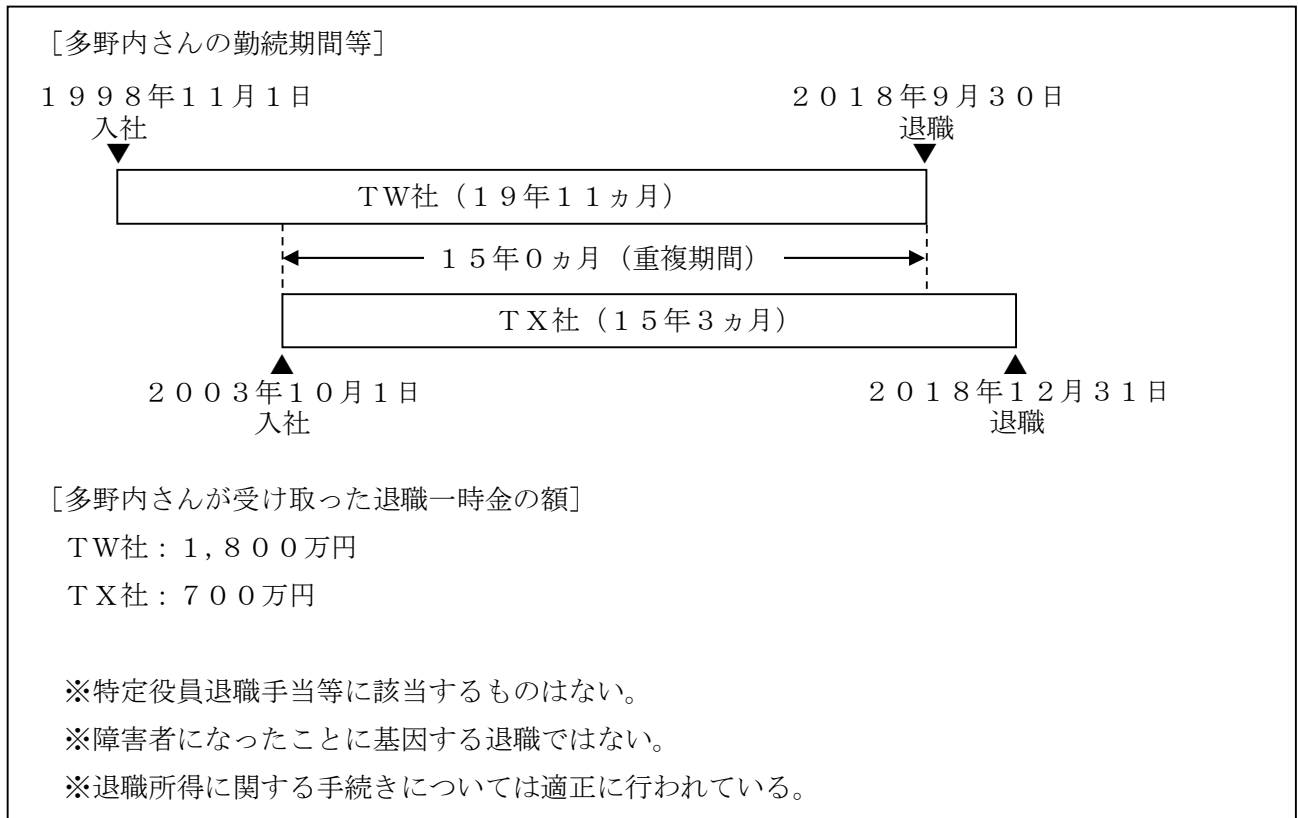
(設問B) 国民年金基金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民年金に任意加入している人であって、日本国内に住所を有しない人は、国民年金基金に加入することができない。
2. 国民年金基金の加入員が老齢基礎年金を繰上げ受給した場合、国民年金基金から繰上げにより減額された付加年金相当部分が支給される。
3. 国民年金基金の終身年金の掛金は、加入時の年齢が同じであっても性別により額が異なる。
4. 国民年金の第1号被保険者が、国民年金基金と個人型確定拠出年金の両方に加入する場合の掛金は、合計で年額816,000円を超えてはならない。

(問題45)

(設問C) 多野内さんは、TW株式会社に勤務しており、そのほかに子会社であるTX株式会社の取締役となっている。多野内さんは2018年中に定年退職を迎え、両社から退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づく、多野内さんの2018年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに多野内さんに退職所得はない。

<資料>



1. 380万円
2. 530万円
3. 815万円
4. 850万円

(問題 4 6)

(設問D) 中小企業の役員である近藤さん(54歳)は、老後の生活資金作りのため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づく、近藤さんが受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。

<資料>

[近藤さんの加入内容等]

- ・ 70歳で役員を退任し、共済金を一括で受け取る
- ・ 55歳から70歳になるまで15年間加入
- ・ 掛金月額の推移

55歳加入時	35,000円
60歳から	45,000円(10,000円増額)
65歳から	60,000円(15,000円増額)

[共済金に関する事項]

請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって、共済金の額が決まる。

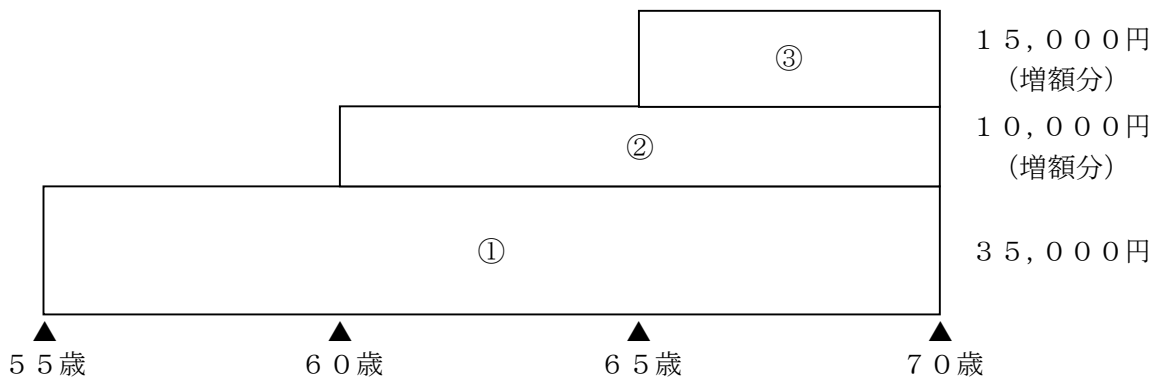
共済金A：法人役員については、法人が解散したとき

共済金B：法人役員については、疾病、負傷により退任したとき、65歳以上で退任したとき、死亡したとき、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上となったとき

[1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B
60月	31,070円	30,730円
120月	64,530円	63,040円
180月	100,550円	97,020円
240月	139,320円	132,940円
360月	217,400円	210,590円

[近藤さんの掛金月額の推移と共済金計算のイメージ図]



※受給合計額=①、②、③に対応する金額の合計

[共済金の計算例]

- ・ 掛金月額10,000円（20口=10,000円÷500円）の場合、加入から10年（120月）目における共済金Aの額は、64,530円×20口=1,290,600円となる。
- ・ 途中で掛金を増額している場合の共済金の額は、増額前の掛金月額とその納付月数、増額部分の掛金月額とその納付月数についてそれぞれ計算を行い、それらを合計した額となる。

1. 8,666,800円
2. 8,974,100円
3. 9,261,200円
4. 9,297,200円

問10

中小法人の資金計画に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題47)

(設問A) 以下の<HM社のキャッシュフロー計算書>は<HM社のデータ>を反映して作成されている。空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、問題作成の都合上、一部を「***」にしてある。

<HM社のデータ>

(単位：千円)	
減価償却費：	(ア)
売上債権の増加額：	120
仕入債務の減少額：	35

<HM社のキャッシュフロー計算書>

(自：2017年4月1日 至：2018年3月31日)

(単位：千円)	
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税金等調整前当期純利益	175
減価償却費	(ア)
受取利息及び受取配当金	▲5
支払利息	20
売上債権の増加額	***
棚卸資産の増加額	▲200
仕入債務の減少額	***
小計	155
利息及び配当金の受取額	20
利息の支払額	▲15
営業活動によるキャッシュフロー	160
(以下省略)	

1. 10
2. 80
3. 250
4. 320

(問題 48)

(設問B) 以下の4人は事業資金を借り入れるため、自治体が設けている制度融資の創業融資および日本政策金融公庫の新創業融資制度への申込みを検討している。以下の<資料>に基づく、融資の申込みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については申込要件を満たしているものとする。

<資料>

	業歴	税務申告	事業所の所在地(創業予定地)
Aさん	創業前	—	HA県
Bさん	創業前	—	HB県
Cさん	創業して1年6ヵ月	1期終了	HB県
Dさん	創業して2年6ヵ月	2期終了	HB県

	申込要件(抜粋)
HB県の制度融資(創業融資)	[創業前] ・ 事業を営んでいない個人であって、1ヵ月以内に新たに個人で、または2ヵ月以内に新たに会社を設立して、HB県内で創業しようとする人 [創業後] ・ HB県内に事業所があり、かつ創業した日から5年未満である中小企業者
新創業融資制度	・ これから新たに事業を始める人、または事業開始後税務申告を2期終えていない人

1. Aさんが1ヵ月以内に新たに個人で創業する場合、HB県の制度融資および新創業融資制度のいずれにも申し込むことができる。
2. Bさんが2ヵ月以内に新たに会社を設立して創業する場合、HB県の制度融資に申し込むことができるが、新創業融資制度には申し込むことができない。
3. Cさんが中小企業者である場合、HB県の制度融資および新創業融資制度のいずれにも申し込むことができる。
4. Dさんが中小企業者である場合、HB県の制度融資に申し込むことはできないが、新創業融資制度には申し込むことができる。

問 1 1

CFP[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する最近の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 9)

(設問A) 後見制度支援信託に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 後見制度支援信託では、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭は信託銀行等に信託する。
2. 後見制度支援信託は、成年後見と未成年後見において利用することができ、保佐、補助および任意後見では利用することができない。
3. 後見制度支援信託における信託契約では、元本補てん契約のある指定金銭信託が利用されており、預金保険制度による保護の対象となる。
4. 後見制度支援信託においては金銭のほか、不動産も信託することができる。

(問題 5 0)

(設問B) 介護医療院に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

介護医療院は、2018年4月に(ア)の後継施設として創設された施設である。長期の療養が必要な要介護者が、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を受けることができる。なお、介護医療院に入所したことにより居住しなくなった住宅の敷地である宅地については、相続税における小規模宅地等の特例の適用上、被相続人の(イ)。

1. (ア) 介護療養型医療施設 (イ) 居住用とされない
2. (ア) 介護老人保健施設 (イ) 居住用とされる
3. (ア) 介護老人保健施設 (イ) 居住用とされない
4. (ア) 介護療養型医療施設 (イ) 居住用とされる